# NISHIMURA & ASAHI



※ 本書は、2020年4月14日時点の情報に基づいて執筆しております。なお、本書はAfridi & Angell Legal Consultantsのチャールズ・ラウバック氏及びアレックス・ヴロマンズ氏により執筆されたものを、和訳したものです(原典: http://afridi-angell.com/knowledge\_detail.php?ids=448)。

以下は、2020年4月9日から2020年4月13日(月)午後6時までに、各UAE当局により、実施・公表された新たな主要措置・施策をまとめたものである。

#### 商業活動

2020年4月13日、ドバイ経済開発局は、一部の商業活動の再開に関する通達を発行し、これらの活動は、午前8時から午後8時までの間のみの営業、衛生管理や社会的距離に関する措置の遵守、移動許可の取得などの予防指針を遵守し続けなければならないことを強調した。この通達に記載されている商業活動は、精肉販売、青果販売、鮮魚販売、ミル・ナット販売、コーヒー・茶販売、チョコレート・菓子販売などである。

#### フリーゾーン

Jaebel Ali Free Zone (JAFZA)による2020年UAE閣議決議第24号の強化

2020年4月9日、JAFZAは、2020年のUAE閣僚決議第24号を強化する諸施策を発表した。当該措置には、次のものが含まれる。

- ・ すべてのUAE国民及び外国人労働員は、COVID-19感染の疑いのある事例を発見又は認識した場合 直ちに保健予防省(MOHAP)、内務省又はドバイ保健局(DHA)に通知し、当局が疑いのある患者を調査・検査し、地域社会の福祉を確保するために必要な措置を講じることを許可しなければならない。
- ・ いかなる者も、MOHAP又はDHAによって正式に公表・承認されていない健康関連の情報又は指針を公表、再公表又は回覧すること、並びにあらゆる形式のメディアを通じて正式に発表された内容に違反する情報を共有することを禁止する。
- ・ COVID-19に関連する虚偽の、誤解を招くような、又は非公式な情報を共有し、頒布した者は、2020年のUAE閣僚決議第24号第6条に基づき、AED 20,000の罰金(再犯は2倍)に処せられる。
- ・ COVID-19に感染した疑いがある場合はすべて、DP Worldの指令管理センターに報告しなければならない。

#### ドバイ金融庁(DFSA)2020年の報告要件

2020年4月9日、DFSAは、延長の対象となる可能性のある様々な報告要件をリスト化したレターを、既存企業のすべての上級執行役員(Senior Executive Officer)に送付した。DFSAは、既存企業がGEN 8.2.6に規定されている従前どおりの期限に間に合うように合理的な努力を払うことを引き続き期待しているが、期限の延長を求めることができる。既存企業は、DFSAのe-Portalにアクセスし、DFSAの検討のために関連する書式を提出する必要がある。期限の延長を求められるのは、2019年12月31日から2020年3月31日まで(いずれも当該日を含む)に会計年度末が到来する既存企業である。

以下の報告書が、期限の延長の検討対象になる。

報告書名	ルール参照	現行要件
年次財務諸表監査報告書	GEN 8.6.1 (a)	
	GEN 8.6.2	
年次申告監査報告書	GEN 8.6.2 (b)	
	GEN 8.6.2 / AUD App1	
年次顧客金銭監査	GEN 8.6.1 (c)	
報告書	GEN 8.6.2 / AUD App2	
年次保険金銭監査報告書	GEN 8.6.1 (d)	
	GEN 8.6.2 / AUD App3	   決算日から4ヶ月以内
年次保護預金監査人	GEN 8.6.1.(e)	<b>MATERIAL 3 177/1981</b>
報告書	GEN 8.6.2 / AUDApp4	
年次監査役報告書	GEN 11.8.12	
年次IRAP報告書	PIB 10.3.2 (1)、(2)及び(3)、APP 10	
	のA10.1	
年次ICAAP報告書	PIB 10.4.2 (1)、(2)及び(3)並びに	
	APP10のA10.2	
一般保険事業に関する保険数理	PIN 6.5.5	保険会社の報告日から4ヶ月以内
報告書		
長期保険事業に関する保険数理	PIN 6.5.5	保険数理調査基準日から4ヶ月
調査報告書		
年次シャリーア調査報告書	IFR 3.6	受領後14日以内
年次ファンド報告書	CIR 9.4.2 (1) (a)	毎年決算日終了後4ヶ月以内

## 景気刺激策

### アジュマン皇太子による新たな経済インセンティブの発表

2020年4月8日、アジュマン首長国の皇太子は経済的インセンティブの第2パッケージを発表した。当該パッケージには、アジュマン首長国のすべての事業に対し、不動産登記の更新違反に対する罰金の撤廃や、罰金の支払いの当年末までの延期など、不動産セクターを支援することを目的とした措置が含まれている。

また、アジュマン首長国の対外貿易・関税と観光セクターを支援することを目的とした措置も含み、関税の90日以内の容易な方法での支払可能性、コンテナ保管の無料期間の10日から20日への延長、コンテナ毎にコンテナ保険料の2020年6月30日までの50%減額、ホテルや観光事業所の登録料の当年末までの免除、ホテルのキャンセル料金の撤廃、当年末に支払うべきホテルや観光業の罰金の支払延期などが含まれている。

